

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました。

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の点にご注意下さい。

1) 申込書の書き方

申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の“有”に○をつけ、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓又は通称をご記入下さい。

2) 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参の上、申込書と一緒に受付にご提出下さい。

旧姓の場合： 戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、氏名と旧姓の両方が確認できるもの。

通称の場合： ①住民票（コピー不可）などの公的機関の証明書で、氏名と通称の両方が確認できるもの

②自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で氏名と通称の両方が確認できる場合は、原本と写し両方。

①、②のいずれか

※証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで
尼崎労働基準協会
06-6411-8881